

平塚市地域福祉リーディングプランについて

策定の背景

- (地域福祉を取り巻く近年の状況)
- ・住民の抱える地域生活課題（住民が抱える日常生活や社会参加などに関する課題）の複合化 → 対象別の福祉では対応が困難
 - ・自殺、成年後見、生活困窮などの法整備 → 計画策定の必要性
 - ・社会福祉法の改正 → 地域共生社会の実現、地域福祉計画の位置付け強化

(地域福祉の現状と課題)

- ・人口は減少局面に突入
- ・他方で、特に後期高齢者や障がい者が増加
- ・子育て支援施策は着実に推進するも、出生数は低い水準で推移
- ・町内福祉村やボランティア活動は堅調だが、主に高齢者の外出支援ニーズが増大

地域福祉活動がますます重要に

こうした動きに対応して

地域福祉における総合的・横断的な計画が必要

5計画の一体的策定

地域福祉における総合的・横断的計画書とするため、以下5計画を一体的に策定

地域福祉リーディングプラン

地域福祉計画

計画書全体の総称

社会福祉法に基づく計画で、本市の福祉施策に関する基本的方向性を示すもの

地域福祉活動計画

市社協が策定する計画で、「共助（住民活動）」の必要性をより明確にしたもの

自殺対策基本法に基づく計画で、本市の自殺対策に関する基本的な方針を定めるもの

自殺対策計画

成年後見制度利用促進計画

成年後見制度利用促進法に基づく計画で、本市の成年後見制度利用促進に関する基本的な方針を定めるもの

生活困窮者自立支援計画

生活困窮者自立支援法に基づく計画で、本市における生活困窮者の自立支援に関する各種の取組に関する方向性を定めるもの

上記5計画は基本理念・基本目標を共有するとともに、一体的策定による「シナジー効果」を発揮

基本理念・基本目標

【本計画書の基本理念】

わたしたち一人ひとりが輝く（かがやく）共生のまち ひらつか

【本計画書の基本目標】

- 基本目標 1
気づく ～悩みやSOSに気づくことができる地域づくり～
- 基本目標 2
つなぐ ～くらしの困りごとを適切な支援へつなげる地域づくり～
- 基本目標 3
守る ～一人ひとりの権利が守られる地域づくり～
- 基本目標 4
育てる ～人材、組織、意識を育てる地域づくり～
- 基本目標 5
支えあう ～すべての人の主体的な参加により支えあう地域づくり～

複数の基本目標が連動して

各計画における「施策の推進の基本的な考え方」へ

平塚市地域福祉リーディングプラン・概要（特に自殺対策計画関連）

地域福祉計画

【施策推進の基本的な考え方】
一人ひとりが生きがいを持ち、安心して力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

(主な内容)

- ・市民、関係団体、市（市社協）の役割
- ・地域福祉計画における取組
地域における共生を実現する地域福祉活動の推進、町内福祉村事業の充実、民生委員児童委員活動の支援、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり、地域福祉を推進するモデル的な取組の展開、地域における相談体制の拡充、総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備、民間活力による地域福祉活動の活性化促進など

自殺対策計画

【施策推進の基本的な考え方】
地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

(主な内容)

- ・自殺対策に関する現状と課題
- ・市民、関係団体、市（市社協）の役割
- ・自殺対策計画全体の数値目標
- ・自殺対策の取組
- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 市民への啓発と周知、
- 「生きること」への支援促進
- 児童生徒がSOSを出すこと
ができる教育の推進

自殺対策計画に位置づけられる事業（主なものを抜粋）

本体 119 ページ、別冊 18 ページ

02 ゲートキーパーの積極的養成<重点 高齢者> (取組の方向性)

一人でも多くのゲートキーパーを養成し、自殺の可能性の高い人に気づき、適切な支援へつなげられるようにします。特に高齢者の自殺対策という観点を踏まえて積極的に取り組みます。

(事業の概要)

よろず相談センターやケアマネジャー、生きがい事業団など高齢者にかかわる支援者に対して重点的に研修を実施します。

(数値等目標)

ゲートキーパー養成者数(累計) 現状:2,352人・中間:3,000人・最終:3,400人

本体 126 ページ、別冊 22 ページ

11 「いのちとくらしの総合相談会」 <重点 生活困窮者・勤務問題>

(取組の方向性)

労働者・失業者が抱えがちな問題（失業、生活苦、多重債務、うつ病、人間関係）に対応できる専門機関と連携した相談体制を整備します。

(事業の概要)

自殺に至る要因が複合的であることを踏まえ、複数分野の専門家・相談員が連携して総合的な支援を行う総合相談会を開催します。

(数値等目標)

「いのちとくらしの総合相談会」の実施回数 現状:実施に向けた具体的な内容の検討・中間:実施回数累計2回・最終:実施回数6回

本体 120 ページ、別冊 19 ページ

04 民間事業所における自殺予防担当者（メンタルヘルス担当者）の養成促進<重点 勤務問題> (取組の方向性)

メンタルヘルス研修会の開催や各相談機関の周知などを通じ、小規模事業所におけるメンタルヘルス対策を重点的に推進します。

(事業の概要)

現行の労務安全衛生協会主催の地区会における取組に加え、小規模事業所向けにメンタルヘルスに関する研修会等を実施します。

(数値等目標)

市内の小規模事業所等向けのメンタルヘルスに関する研修会の実施回数 現状:効果的な研修プログラムの検討・中間:メンタルヘルスに関する研修会の実施・最終:関係機関と協働した研修実施回数5回

本体 128 ページ、別冊 23 ページ

13 「SOSの出し方に関する教育」の推進 (取組の方向性)

2017年度に文部科学省・厚生労働省の連名で発出された通知に沿った内容のSOSの出し方教育等を各学校の実情に合わせて市内全小中学校で実施します。

(事業の概要)

通知に沿った内容のSOSの出し方教育等の効果的な実施方法等について検討し、市内全小中学校で実施します。

(数値等目標)

「SOSの出し方に関する教育」を市内全小中学校で実施 現状:実施に向けた調整・中間:小・中学校での授業実施率100%・最終:小・中学校での授業実施率100%

【計画書別冊】 5計画の一体策定により冊子が大部となるため、計画事業の数値等目標や市民意識調査の結果詳細、計画の策定経過や地区ごとの福祉活動などを「別冊」にて整理

【数値目標の年度】 数値目標の設定は「現状」「中間」「最終」の3段階。「現状」は2017年度、「中間」は2021年度、「最終」は2023年度を指す

【自殺対策計画における主な数値等目標】 ゲートキーパー養成数、市民意識調査において「死にたい」と言われた時の対応が「分からない」と回答した人の割合、「命の大切さ、尊さ」をテーマとした読み聞かせ実施地区数 など